

監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和7年2月14日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 兎本 尚之

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

- 1 監査執行年月日 令和6年12月23日（月） 午前10時00分から
- 2 監査対象部局及び監査対象

建設部

建設課・まちづくり事業推進室

- (1) 令和6年度発注工事（繰越工事を含む）の進捗状況について
- (2) 国道24号城陽井手木津川バイパス及びにぎわい拠点施設に関する整備状況について
- (3) 国道及び府道等主要事業の整備状況について

施設整備課

- (1) 市営住宅敷金の管理状況について
- (2) 市営住宅使用料の収納状況について（令和6年11月末現在）
- (3) 市営住宅における施設管理の在り方について

管理課

- (1) 木津川市橋りょう長寿命化修繕計画に伴う修繕状況について
- (2) 市道加2092号線道路管理に関する現状と今後について

都市計画課

- (1) 木津川市都市計画基本図修正業務（令和4年度実施）の活用について
- (2) 木津北地区保全推進事業について
- (3) 学研木津東地区のまちづくり支援の今後について
- (4) JR木津駅東周辺地区の今後について

農政課

- (1) 有害鳥獣対策事業について

- (2) 農道・林道における橋りょう補修について
- (3) 農業振興対策に関する米生産者への補助について

3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次に示すように指摘を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に留意されるよう意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

(別 紙)

【建設課】

【まちづくり事業推進室】

監査結果報告に添える意見として、令和6年度発注工事(繰越工事を含む)について、年度内において適切に完成するよう進められたい。

国道24号城陽井手木津川バイパス整備事業や国道及び府道等の整備事業については、関係機関と連絡調整等を行い、事業が早期に完成するよう進められたい。

【施設整備課】

監査結果報告に添える意見として、市営住宅敷金の管理については、今後も、定期的に歳入歳出外現金である残高を確認するなど適正に管理するとともに、人事異動などに伴い職員に変動が生じても、引継ぎが速やかに行えるよう事務マニュアルを整理するとともに、再発防止に取り組まれたい。

また、市営住宅使用料等の収納事務については、滞納者との納付勧奨等の記録を残すとともに、税外債権プロジェクトチームと連携し滞納金の解消に努力されたい。

【管理課】

監査結果報告に添える意見として、管理課が所管する橋りょうについては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁健全度判定における危険度の高い橋りょうから早期に改修されたい。また、市道についても、安全・安心の観点から計画的に修繕等を実施されたい。

【都市計画課】

監査結果報告に添える意見として、木津川市地域連携保全活動応援団運営事業費補助金について、今後も、補助金等交付ガイドラインに基づいて適切に交付されたい。

また、木津北地区里山保全活動を継続的に進められたい。

【農政課】

監査結果報告に添える意見として、有害鳥獣対策関係の補助金については、補助金等交付ガイドラインに基づき事務を進めていただきたい。

以上。